

事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局	
2. 人権が尊重される社会の形成					
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組					
家庭内等における暴力の防止					
ア. 被害者等への支援対策					
63	配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ)	総合相談 ウィメンズプラザをDVに関する総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら、被害者・関係者からの相談に対応し、被害者の状況に対応した助言と情報提供等を行う。	(No.124の一部再掲) 開設時間 9:00~21:00(除く年末年始)	(28,647)	生活文化局
	被害者支援機関連絡会の開催 関係機関相互の情報提供と困難業務対策の検討を目的とした連絡会を開催する。	年6回		114	
	DV被害者自立支援 DV被害者を対象に、問題解決・対応能力を高めることを目的とした講座等を開催する。	区部:毎月(月4回講座) 多摩:年2回		1,534	
	普及啓発 広く都民に対し、配偶者からの暴力の防止に関する普及・啓発を行う。	広く都民に対し、配偶者からの暴力の防止に関する普及・啓発を行うため、講演会を開催する。 ・配偶者暴力防止講演会 年1回 (H18年度新規事業)		289	
	職務関係者の研修 関係機関の相談員等に、事例による研修を実施する。	12科目		518	
	DV防止等民間活動助成事業 DV防止及びDV被害者への支援につながる民間の自主的な活動や研究に、補助金による助成を行い、報告会を開催してその結果を都民に公表する。 (H18年度新規事業)	活動費の1/2補助		5,000	
	被害者自立支援機能の強化 DV被害者に対し、安全確保のための助言、法的手続、社会的資源の活用、子どものケアのための情報提供、関係機関への連絡等支援を行う。 (H18年度新規事業)	専門員の配置		3,264	
	配偶者暴力被害者自立支援民間人材養成講座 人材養成についてノウハウと実績のある民間団体に支援ボランティアを養成するための講座の実施を委託するとともに、受講修了者を登録して活動につなげる。 (H18年度新規事業)	年1回		644	

	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
		配偶者暴力被害回復のための子ども広場 配偶者暴力のある家庭で養育されている(いた)子どもに対して、リラックスできる場を継続的、専門的に提供する。 (H18年度新規事業)	月1回 定員10~15人程度	768	
		区市町村地域連携モデル事業 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備を促進するため、支援センター機能設置指針を作成するとともに、区市町村の相談担当職員のインターン制度を設け、相談員を育成する。また、区市町村の支援センターが地域支援の中心となるよう、関係機関の連携による支援のネットワークのあり方について実地に検証し、将来的に、区市町村を中心とした支援体制を構築する観点から、区市町村でモデル事業を実施する。 (H18年度新規事業)	・支援センター設置指針の作成 ・相談担当職員インターン制度の実施 1回1人1週間年10回 ・被害者支援地域連携事業の実施 スーパーバイズ講師派遣2か所10回 職員研修講師派遣2か所2回 ・モデル自治体の設置事例集の作成 地域ネットワーク会議2か所3回	1,318	
	64 配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター)	一時保護等に関する相談の実施 緊急の保護を必要とする女性被害者等の一時保護等の相談を行う。	・女性相談センター(多摩支所を含む)の運営	236,305	福祉保健局
	65 家庭内等における暴力問題対策連絡会議の開催	夫婦間暴力、児童虐待、子どもから親への暴力などの家庭内等における暴力問題に対し、相談機関の連携や当面の対策などについて関係機関による「家庭内等における暴力問題対策連絡会議」を設置して検討を行う。	・家庭等における暴力問題対策連絡会議の開催 年3回 ・男女間暴力部会、親子間暴力部会 合わせて10回程度 ・研修会の実施 ・配偶者暴力被害者支援基本プログラム(普及版)の作成	2,374	生活文化局
	66 加害者対策	男性のための悩み相談の充実	男性相談(124の一部再掲) 週2回	(3,935)	生活文化局
	67 婦人相談員の配置	女性相談センター等に婦人相談員を配置し、日常生活上の問題や悩みについての相談に応じ、必要な援助を行う。	・女性相談センター(多摩支所を含む)の運営(No.64参照)	(236,305)	福祉保健局
	68 配偶者からの暴力への対応	生活相談センター及び各警察署において、配偶者からの各種暴力事案に係る相談に対応する。	通常業務を通して実施	-	警視庁
	69 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策等	・被害防止措置 DV防止法に基づき、暴力の制止その他の被害の発生を防止するための「被害防止措置」及び「関係機関・団体との相互連携協力」を行う。 ・保護命令違反の取締り DV防止法に基づく「保護命令違反の取締り」を行う。	通常業務を通して実施 通常業務を通して実施	-	警視庁

	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
性暴力・ストーカー等の防止					
ア．被害者等への支援対策					
70	相談・一時保護	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じる。	・東京ウィメンズプラザの総合相談等に対応(No.63参照) ・女性相談センター(多摩支所を含む)の運営(No.64参照)	(28,647) (236,305)	生活文化局 福祉保健局
71	来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助する。	緊急保護施設 1か所 (No.64の事業の一部として実施)	(7,200)	福祉保健局
72	女性に対する相談体制の充実	交番等に女性警察官を配置し、女性警察官が女性の被害、相談等の受理に当たるとともに、必要に応じて女性世帯に対する訪問連絡活動を行い、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図る。 ・「女性の安全相談所」、「痴漢被害相談所」での対応	鉄道警察隊分駐所に「痴漢被害相談所」を、また、4警察署4交番に「女性の安全相談所」を設置して、女性警察官が対応する。	-	警視庁
73	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図る。 「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行う。	・「被害者の手引き」(身体犯用) 8,500部 ・英語版「被害者の手引き」(身体犯用) 4,000部	890	警視庁
74	性犯罪被害者への配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図る。 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化を図る。	・性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 ・性犯罪捜査員以外の者に対する指導教養の実施 ・捜査資器材の整備	-	警視庁
75	性暴力、性犯罪への対応と取締り強化	捜査を迅速かつ的確に推進するため、性犯罪捜査員の増強、対象事件の拡大を図る。 「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図る。 児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締体制の強化及び少年相談専門員等による相談・保護の充実を図る。	・性犯罪捜査員の積極的運用 ・性犯罪対策の効果的推進	-	警視庁

	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
セクシュアル・ハラスメントの防止					
ア．都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策					
76	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。	・会議の開催 年数回 ・職員を対象とした調査	300 3,138	総務局
77	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言をする。	・各局で実施	-	各局
78	セクシュアル・ハラスメント防止体制の強化	首都大学東京においてセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会や各学部相談員を設置する。また、教員及び学生への研修や啓発活動、申立への対応を行う。	必要に応じて適宜行う。(平成17年度より公立大学法人首都大学東京で実施)	-	大学管理本部
79	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	公立学校の管理職(候補者を含む)を対象とした学校経営研修等の中で、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施する。	・教育管理職候補者研修 626人 ・教育管理職研修 1,270人 ・初任者等研修 585人 ・10年経験者研修 1,250人	- - - -	教育庁
イ．相談・普及啓発					
80	セクシュアル・ハラスメント防止の相談	事業者に対して社内での防止体制づくりのための研修を実施する。また、セクシュアル・ハラスメントの被害に関する相談、あっせん体制の充実を図る。	労働相談情報センター 本所、5事務所 (No.11参照)	(21,398)	産業労働局
(2) 性と生殖をめぐる健康支援(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)					
ア．母子保健医療体制の整備及び相談					
81	周産期母子医療体制の整備	妊娠合併症や新生児仮死などハイリスクの母体・胎児と新生児に一貫した総合的な周産期医療を提供する周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。	・周産期母子医療センターの整備 2 2 施設 NICU 195床 ・周産期医療施設等の整備 6 施設 ・周産期医療協議会の開催 7 回 ・多摩地域周産期医療連携強化事業 1 2 施設 ・その他(周産期情報ネットワーク、周産期医療関係者研修、周産期施設オープン病院化モデル事業等)	249,333 116,204 7,326 9,565 103,375	福祉保健局

	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
135 新規	小児救急医療体制の整備 (H16年度新規掲載事業)	区市町村が実施する小児初期救急医療の整備に要する費用の補助や、全都における小児の二次救急医療体制の確保を行うほか、より専門性の高い小児三次救急医療体制を確保するためのネットワークを構築する。	・小児初期救急運営費補助 平日夜間診療 53地区	184,665	福祉保健局
			・小児初期救急医療施設等整備 施設整備 3所 設備整備 3所	43,710	
			・休日・全夜間診療(小児) 全都60施設 72床/日	789,896	
			・休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助(小児) 施設整備 2所 設備整備 2所	97,320	
			・小児三次救急協議会	6,983	
82	母子保健医療に関する相談事業	電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談) 母子の健全な育成を図るため、また、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する休日・夜間の時間帯に、都民を対象として、母と子の健康に関する一般的な問題や小児救急相談について、保健師、助産師、必要に応じて小児科医師等の相談員が、専門的な立場から電話で必要な助言等を行う。	通年実施	34,190	福祉保健局
		SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)などで子どもを亡くした家族等の精神的支援を行うため、専門家が相談に応じる。	通年実施	1,207	
		TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子どもの事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とファクシミリにより提供する。	通年実施	3,787	
		東京都こども医療ガイド	インターネットによる情報提供	18,232	
83	医療費の助成等	・妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠中毒症等により患っている妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行う。	78人 延べ84人(区部を除く)	4,078	福祉保健局
		・入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行う。	実人員 873人 延べ 6,853人	124,740	
		・不妊治療費助成 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微鏡受精に要する費用を助成し、次世代育成支援の一助とする。	延べ 4,017人	408,194	

	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育					
84	生涯を通じた女性の健康支援事業	女性の健康支援のための知識の普及と、心身の健康に関する相談指導や不妊に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行う。	・健康教育(講演会等) 6回	1,721	福祉保健局
			・相談指導(相談指導員養成) 通年	4,701	
85	性感染症・エイズ対策	性感染症健康診断 保健所で実施しているHIV検査にあわせて、希望者に対して性感染症の検査を行う。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対して治療を勧める。	5,450件	23,756	福祉保健局
		性感染症普及啓発活動 パンフレットを作成し、性感染症の正しい知識の普及を図る。	15,000部	1,135	
		エイズ相談検診体制 エイズの早期発見、感染の潜伏化を防ぐためにHIVの抗体検査を保健所で実施する。検診・相談を通じてエイズに関する偏見のない社会づくりを目指す。保健所・病院では対応できない夜間の無料検診機関(東京都南新宿検査・相談室)を整備し、検診を実施する。	・HIV検査 土日夜間常設検診機関 区部 1所 都保健所 週1回 3所 多摩地域検査・相談室(仮称) 土曜 月2回	188,300	
86	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士(=ピア)と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を保健所と協力しながら実施する。	・ピアエデュケーターの養成 15人	3,700	福祉保健局
			・スーパーバイザーの養成 3人		
			・ピアエデュケーターの派遣 40回		
87	骨粗しょう症予防対策事業	閉経期以降に発症しやすいと言われている骨粗しょう症を早期に発見し、その進行を予防するため、骨粗しょう症検診を行う。	平成17年度、老人保健法に基づく基本健康診査事業の拡大により、都単事業を廃止	-	福祉保健局
138 新規	女性のがん対策強化事業	乳がん・子宮がん健診等の普及啓発、区市町村の乳がん検診体制の整備促進をはかる。	・普及啓発(ポスター・ライトアップ等)	11,650	福祉保健局
			・マンモグラフィ装置整備 20台	472,500	
			・マンモ読影医師等養成研修 200人	14,060	

	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
	88 学校における性教育の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「性教育の手引き」を改訂し、具体的な単元指導計画、指導事例等示し、適正な性教育の実施に役立てる。 ・都立学校及び区市町村教育委員会（小・中学校）における性教育の実施状況を継続的に調査し、適正な性教育の実施とその定着を図る。（平成18年度新規掲載事業） ・研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立をめざし、性教育に関する指導の工夫・改善を図る。 	平成16年度 事業終了	-	教育庁
			<ul style="list-style-type: none"> ・選択課題研修 健康教育 ・選択課題研修 保健室経営 A ・学校訪問指導 	78	教育庁
	89 薬物対策の推進	覚せい剤等の薬物が女性をターゲットとして「ヤセ薬」・「ダイエット効果」と称されて密売され、女性の健康がおびやかされていることから、薬物の根絶と啓発に努める。	通常業務を通して実施	-	警視庁
(3) 男女平等参画とメディア					
ア. メディアへの対応					
	90 庁内広報誌作成のポイント	「作成のポイント」を配布して、男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内へ周知する。	年1回実施	-	生活文化局
	91 不健全図書類の区分陳列	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激する等、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都青少年健全育成審議会の開催（不健全図書類の諮問） 11回 ・不健全図書類の立入調査 通年 	26,767	生活文化局
	92 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	<p>ネット環境浄化のために、ハイテク犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進する。</p> <p>サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進する。</p>	通常業務を通して実施	-	警視庁
	93 情報リテラシー教育の充実	生徒や教員の情報機器の操作能力の向上に加えて、情報を発信する場合の責任や著作権等の情報モラル・情報リテラシーに関する教育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修センター等における教員研修の実施。 ・IT教育普及支援校による教員研修の実施 	-	教育庁